

福島県の国民の保護に関する計画

～ 福島県民等保護計画～

平成31年1月11日

福島県

福島県の国民の保護に関する計画

－ 福島県民等保護計画 －

目次

第1編	総論	1
第1章	県の責務、計画の位置づけ、構成等	1
第1節	県の責務及び福島県の国民の保護に関する計画の位置づけ	1
第1	県の責務	1
第2	県保護計画の位置づけ	1
第3	県保護計画に定める事項	2
第2節	県保護計画の構成及び作成上の留意点	2
第3節	県保護計画の見直し、変更手続	3
第4節	市町村国民保護計画及び指定地方公共機関国民保護業務計画	4
第2章	国民保護措置等に関する基本方針等	5
第1	国民保護措置等に関する基本方針	5
第2	国民保護措置等の実施に伴うその他の留意事項	6
第3章	関係機関の事務又は業務の大綱等	7
第1節	県及び関係機関の役割の概要	7
第2節	関係機関の事務又は業務の大綱	8
第1	県	8
第2	市町村	8
第3	指定地方行政機関	8
第4	指定公共機関及び指定地方公共機関	10
第3節	関係機関の連絡先	12
第1	指定行政機関	12
第2	国の関係出先機関（指定地方行政機関・自衛隊等）	12
第3	関係指定公共機関	12
第4	指定地方公共機関	12
第5	県関係機関	12
第6	市町村機関（教育委員会含む）	12
第7	消防本部	12
第8	その他関係機関	12
第4章	県の地理的、社会的特徴	13
第1節	県土の地理的条件	13
第1	位置及び面積	13

目次

第2	地 勢	1 3
第3	気 象	1 4
第2節	本県の社会的条件	1 7
第1	県土構造	1 7
第2	人 口	1 7
第3	交 通	1 9
第4	自衛隊施設等	2 3
第5	石油コンビナート等特別防災区域	2 4
第6	電力供給施設	2 4
第3節	地理的・社会的条件からみた国民保護措置等の	
	実施に関する留意事項	2 6
第5章	県保護計画が対象とする事態	2 8
第1節	武力攻撃事態等の類型	2 8
第2節	緊急対処事態の分類	3 1
第2編	平素からの備えや予防	3 3
第1章	組織及び体制の整備等	3 3
第1節	県における組織及び体制の整備	3 3
第1	県の各部局における平素の業務	3 3
第2	職員の配備基準等	4 3
第3	県対策本部等の設置場所等	4 7
第4	国民の権利利益の救済に係る手続等	4 7
第5	市町村及び指定地方公共機関の組織の整備等	4 8
第2節	関係機関との連携体制の整備等	5 0
第1	基本的考え方	5 0
第2	国機関との連携	5 0
第3	他の都道府県等との連携	5 1
第4	市町村との連携	5 2
第5	指定公共機関及び指定地方公共機関等との連携	5 3
第6	ボランティア団体等に対する支援	5 4
第3節	通信の確保	5 5
第4節	情報収集及び提供等の体制整備	5 7
第1	基本的考え方	5 7
第2	警報の通知等に必要な準備	5 7
第3	市町村における警報の内容の伝達に必要な準備	5 9
第4	安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	5 9

第5	市町村における安否情報の収集及び提供等に必要な準備	6 1
第6	被災情報の収集及び報告等に必要な準備	6 1
第5節	研修及び訓練	6 3
第1	研 修	6 3
第2	訓 練	6 3
第2章	避難及び救援に関する平素からの備え	6 5
第1	避難に関する基本的事項	6 5
第2	救援に関する基本的事項	6 7
第3	運送事業者の輸送力及び運送施設の把握等	7 1
第4	交通の確保に関する体制等の整備	7 1
第5	医療（助産）救護体制の整備	7 2
第6	避難施設の指定	7 5
第7	現地調整所の設置等	7 7
第8	市町村における避難及び救援に関する平素からの備え	7 7
第3章	生活関連等施設の把握等	7 9
第1節	生活関連等施設の把握等	7 9
第1	生活関連等施設の把握	7 9
第2	生活関連等施設の安全確保の留意点の周知等	8 0
第3	市町村における平素からの備え	8 1
第2節	生活関連等施設以外の公共施設等における安全確保	8 1
第4章	物資及び資材の備蓄、整備	8 2
第1	基本的考え方	8 2
第2	国民保護措置等に必要な物資及び資材の備蓄、整備	8 2
第3	県が管理する施設及び設備の整備及び点検等	8 2
第4	市町村及び指定地方公共機関における物資及び資材の備蓄、整	8 3
第5章	備	8 4
第1	国民保護に関する啓発	8 4
第2	国民保護措置等に関する啓発	8 4
第3	武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発	8 5
	市町村における国民保護に関する啓発	

第3編	武力攻撃事態等及び緊急対処事態への対処	86
第1章	初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	86
第1節	事態認定前等における体制及び初動措置	86
第1	事態認定前等における職員配備体制等	86
第2	事態認定前等における初動措置	88
第3	県対策本部等に移行する場合の調整	89
第4	特別警戒本部体制等を廃止する場合の通知等	89
第5	市町村における初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	91
第2章	県対策本部の設置	92
第1節	県対策本部の設置等	92
第1	県対策本部の設置手順	92
第2	県対策本部を設置すべき県の指定の要請等	93
第2節	県対策本部の組織構成等	93
第1	県対策本部の組織構成	93
第2	県対策本部の所掌業務	108
第3	県対策本部における広報等	108
第3節	県現地対策本部等の設置	108
第1	県現地対策本部の設置	108
第2	県地方対策本部の設置	109
第3	東京支部の設置	109
第4節	県対策本部長の権限	109
第5節	県対策本部の廃止	110
第6節	通信の確保	111
第3章	関係機関相互の連携	112
第1節	国対策本部との連携	112
第2節	関係指定行政機関の長又は 関係指定地方行政機関の長等への措置要請	112
第3節	自衛隊の部隊等の派遣要請等	112
第4節	他の都道府県に対する応援の要求、事務の委託	114
第5節	関係指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請	114
第6節	関係指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請等	115
第7節	県の行う応援等	115
第1	他の都道府県に対して行う応援等	115
第2	市町村に対して行う応援等	115
第3	関係指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等	116
第8節	ボランティア団体等に対する支援等	116

第9節	民間等からの救援物資等の受入れ等	117
第10節	住民への協力要請	117
第4章	警報及び避難の指示等	118
第1節	警報の通知及び伝達	119
第1	警報の通知等	119
第2	市町村長による警報伝達の基準	120
第3	警報の解除の通知及び伝達	121
第4	緊急処理事態における警報の通知及び伝達	121
第5	武力攻撃災害緊急通報の発令	122
第2節	避難の指示等	123
第1	避難措置の指示	123
第2	避難の指示	124
第3	県による避難住民の誘導の支援等	130
第4	避難実施要領	133
第5	避難施設等における安全確保等	135
第6	避難住民の復帰のための措置	135
第5章	救 援	138
第1節	救援の実施	138
第1	救援の実施	138
第2	市町村長による救援の実施に係る調整	139
第2節	関係機関との連携	140
第3節	救援の内容	141
第4節	医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項	143
第5節	救援の際の物資の売渡し等の要請等	143
第6章	安否情報の収集及び提供	146
第1節	安否情報の収集	146
第2節	総務大臣に対する安否情報の報告	146
第3節	安否情報の照会に対する回答	146
第4節	日本赤十字社に対する協力	147
第5節	市町村による安否情報の収集及び提供の基準	147
第7章	武力攻撃災害への対処	149
第1節	武力攻撃災害への対処の基本的考え方等	149
第1	武力攻撃災害への対処の基本的考え方等	150
第2	武力攻撃災害の兆候の通報	150
第2節	生活関連等施設等の安全確保	150
第1	生活関連等施設の安全確保	150

目次

第2	危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	152
第3	石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の発生防止	155
第4	生活関連等施設以外の公共施設等における安全確保	155
第3節	武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による	
	武力攻撃災害への対処等	155
第1	武力攻撃原子力災害への対処	156
第2	NBC兵器による攻撃に係る武力攻撃災害への対処	159
第4節	応急措置等	164
第1	退避の指示	164
第2	事前措置	165
第3	警戒区域の設定	165
第4	応急公用負担等	166
第5	消防に関する措置等	166
第8章	被災情報の収集及び報告	169
第9章	保健衛生の確保その他の措置	170
第1	保健衛生の確保	170
第2	廃棄物の処理	170
第3	文化財の保護	171
第10章	国民生活の安定に関する措置	172
第1節	生活関連物資等の価格安定	172
第2節	避難住民等の生活安定等	173
第3節	生活基盤等の確保	174
第11章	交通規制	175
第12章	赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理	177
第1	国民保護法で規定される赤十字標章等及び特殊標章等	177
第2	赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理	178
第3	赤十字標章等及び特殊標章等に係る普及啓発	178
第4編	復旧等	179
第1章	応急の復旧	179
第2章	武力攻撃災害の復旧	181
第3章	国民保護措置に要した費用の支弁等	182

	参 考	1 8 4
第 1	用語の意味	1 8 4
	1 法令・通達等	1 8 4
	2 条例・規則等	1 8 5
	3 計画・マニュアル・協定等	1 8 6
	4 関係機関等	1 8 8
	5 関係用語	1 9 0
第 2	使用図表一覧	1 9 5
	1 図一覧	1 9 5
	2 表一覧	1 9 6

